



基安安発 0226 第 2 号
平成 28 年 2 月 26 日

一般社団法人 全国建設業協会 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

派遣労働者に対する安全衛生教育の実施等安全衛生の確保について

貴団体におかれましては、平素より安全衛生行政への御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 73 号)の施行に伴い、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 137 号)及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成 11 年労働省告示第 138 号)や、「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」(平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331010 号)が一部改正されたところです。

派遣労働者の安全衛生を確保するためには、派遣元事業主、派遣先事業主が各自、又は両者が適切な連絡調整等に取り組む必要があります。

このようなことから今般、別添のパンフレットを作成いたしましたので、貴団体におかれましては、関係事業場が参集する機会、会報の送付等のあらゆる機会を捉え、改めて周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 4 条により、建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務)についての労働者派遣事業が禁止されているため、建設業務への労働者派遣を行ってはならないとされていることを申し添えます。

(参考)

通達「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について(平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331010 号)」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/dl/tp0401-1b.pdf>

パンフレット「派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000069165.pdf>

パンフレット「派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために(派遣先事業者向け)」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000111920.pdf>